

○ 委員長報告

1 2月定例会本会議で報告された建設委員長報告は、以下のとおりです。

令和4年12月定例会

建設委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、12月補正予算の概要と早期執行等についてであります。

このことについて一部の委員から、国の第2次補正予算に対応する土木部の補正予算案の概要と事業の早期執行への取組みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用し、県土の強靱化を積極的に推進するため、肱川の緊急治水対策や大洲・八幡浜自動車道の整備をはじめ、港湾海岸保全施設や道路整備、橋梁補修などの老朽化対策のほか、新たに、盛土規制法の施行に伴う基礎調査の実施など、防災・減災対策として総額約281億円を計上している。

また、事業の執行にあたっては、事業効果の早期発現と景気の下支えにつながるようスピード感を持って対応する必要があるため、執行計画を策定し、適切な管理を行うとともに、本庁と出先機関が連携するなど、執行体制の強化を図り円滑な工事執行に努めていきたい旨の答弁がありました。

第2点は、盛土規制法についてであります。

このことについて一部の委員から、基礎調査の概要や調査後の対応はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、今回の補正予算案では、規制区域を指定するための基礎調査に係る経費を計上しており、中核市である松山市を除く県内全域を対象に、既存の航空測量や図面等により、地形や地質、土地利用の状況等を机上調査し、盛土等により災害が発生するおそれがある区域を抽出することとしている。

また、基礎調査後は市町に意見聴取をするほか、必要に応じて住民説明会等を実施したうえで規制区域を指定するとともに、指定区域内の盛土の安全性を調査し、危険性がある盛土については、関係部局と連携しながら、応急対策などの措置を講じていくこととしている旨の答弁がありました。

第3点は、公営住宅北条地区（第一期）新築工事についてであります。

このことについて一部の委員から、建替え前の入居状況と建替え整備戸数かどうか。また、松山市との連携や今後の取組みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、建替え前は県営住宅、市営住宅の計292戸のうち入居は132戸で、各入居者に対し、移転希望団地等を確認するとともに、同地区における新築住戸入居需要等を勘案し、整備戸数を設定した結果、第一期で62戸、第二期で56戸の計118戸を整備することとしている。

また、松山市との連携については、今後の県営住宅と市町営住宅のあり方の一つのモデルケースを示すことができたと考えており、人口減少下において公営住宅のあり方が問われる中、本事業を契機に、各地域や団地に応じた適切な整備手法を市町と検討していきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・北山崎海岸高潮対策事業の今後の取組み
- ・トンネルの老朽化対策
- ・県発注工事における資材価格高騰への対応

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。